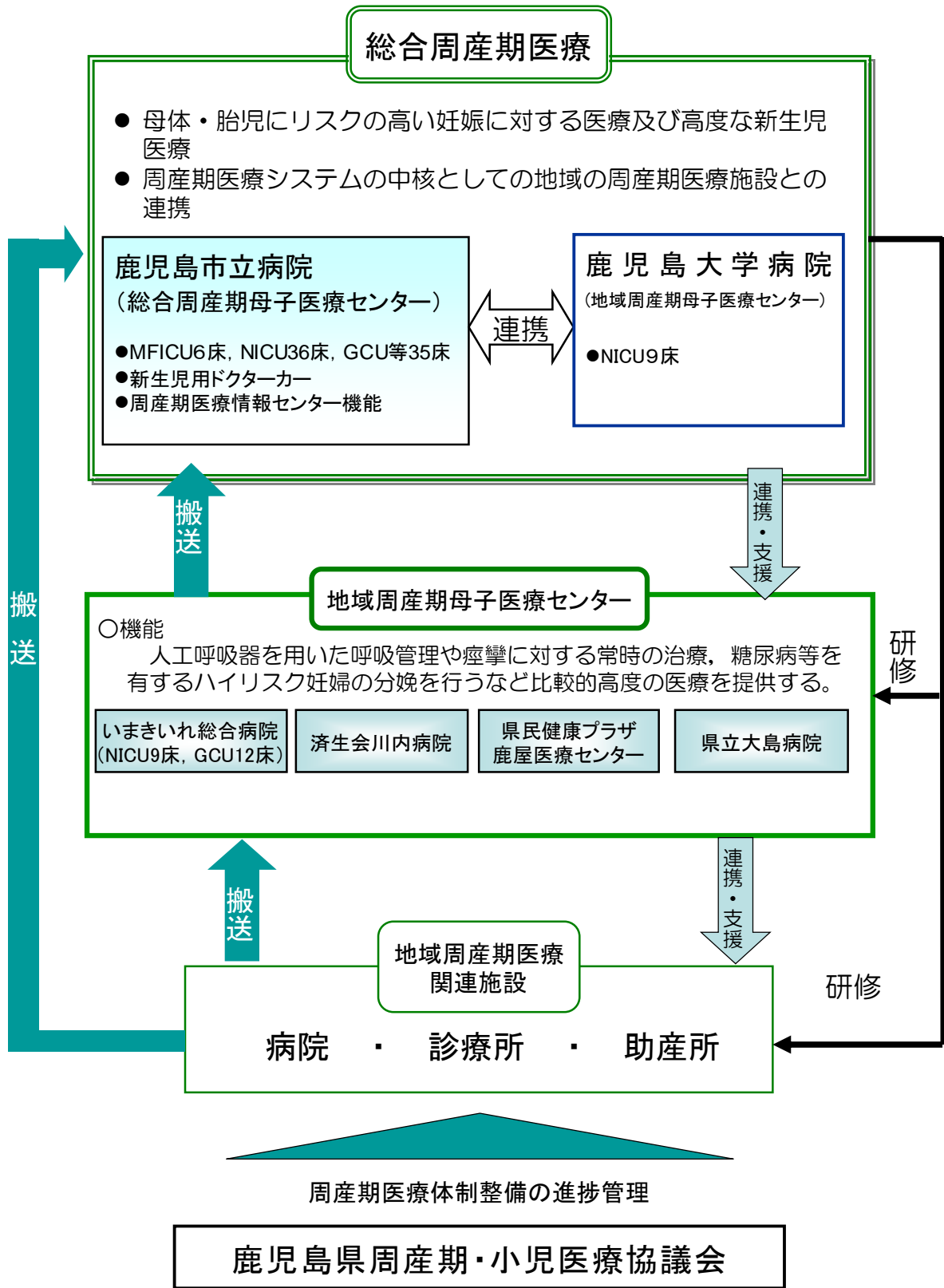


【図表資-5-234】熊毛保健医療圏 周産期医療の医療連携体制図

鹿児島県周産期医療体制図



【図表資-5-235】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（周産期医療）

◎正常分娩

- ・産科に必要とされる検査、診断、治療の実施ができる。
- ・正常分娩の安全な実施ができる。
- ・他の医療機関との連携による、合併症や、帝王切開術その他手術への対応ができる。
- ・市町保健センターと連携して、妊産婦の医療相談・保健指導やメンタルヘルスへの対応ができる。
- ・リスク管理の必要な妊産婦について、地域周産期医療施設、総合周産期医療施設との相互連携で対応できる。

◎地域周産期医療

- ・産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有する。
- ・緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することのできる施設を備えている。
- ・新生児集中治療管理室（NICU）を有する。
- ・産科及び小児科において、それぞれ24時間体制を確保するために必要な職員が配置されている。
- ・産科において、緊急に帝王切開術が必要な場合、可及的速やかにその児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員が配置されている。
- ・地域の医療機関や総合周産期医療施設と相互連携での対応や情報の共有ができる。

◎総合周産期医療

- ・産科及び小児科、麻酔科その他の関係診療科目を有する。
- ・母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を有する。
- ・新生児集中治療管理室（NICU）を有する。
- ・後方病室を有する。
- ・新生児用ドクターカーを有する。
- ・血液検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するもの）等による検査機能を有する。
- ・血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。
- ・母体・胎児集中治療管理室（MFICU）及び新生児集中治療管理室（NICU）の、24時間診療体制を適切に確保するために必要な職員を配置している。
- ・周産期医療情報センター機能をもち、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）の共有ができる。

◎療養・療育支援

- ・人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入を行う。
- ・児の急変に備え、救急対応可能な病院との連携がとれる。
- ・医療・保健及び福祉サービス（レスパイトを含む）との連携・調整を行う。
- ・自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援を行う。
- ・家族に対する精神的サポート等の支援を行う。

（※上記のいずれかでも可）

※1 児童デイサービス：H24.4月から児童福祉法に基づく事業となるため、名称が「児童発達支援及び放課後等デイサービス」に変更となる。

[熊毛支庁作成]